

令和3年度 対馬市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日（火）午前10時00分から午前10時30分
2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場
3. 出席委員
 - ・農業委員（10人）

2番 桐谷善明	3番 太田深雪	4番 阿比留 なみ恵
5番 杉原 要	6番 波田 裕一郎	7番 初村 重政
8番 岡村 高史	11番 戸田 耕助	13番 春日亀 智恵子
14番 畑島 孝吉		
 - ・農地利用最適化推進委員（1人）
宮原 安典
4. 欠席委員（4人）

1番 永留 正司	9番 春日亀 優	10番 小宮 一人司
12番 松村 英二		
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 会議書記の指名
 - 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について
 - 第5 その他
6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	主 藤 公 康
農業委員会事務局局長補佐	永 留 潤 也
農林水産部農林しいたけ課主事	園 田 一 史
中対馬振興部地域振興課主事	阿比留 直 樹
上対馬振興部地域振興課主事	小茂田 史 士

7. 会議の概要

議 長

改めまして、おはようございます。

ただ今から、令和3年度、対馬市農業委員会第1回総会を開会致します。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は10名でございます。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。それでは、11番の戸田 耕助委員、13番の春日亀智恵子委員をお願いを致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名致します。

次に議事日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑、2筆、合計面積697平米を同地区の〇〇さんへ所有権を移転するものであります。なお、経営面積は4,247平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の田、2筆、合計面積187平米について、〇〇町〇〇の〇〇さんを借主として、使用貸借による権利を設定するものであります。なお、経営面積はございません。付近見取図と現況写真を2ページと3ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

（3番 委員挙手）

3番 太田深雪委員

議案第1号の1についてご説明します。4月20日、申請人の〇〇さん、農林しいたけ課の園田さんと私で現地を確認しました。今回の申請は譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏への売買で、所有権を移転するものです。申請地は〇〇の中

学校付近にある農地です。譲受人の〇〇さんは、果樹を約4反ほど栽培している農家であり、今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は何ら問題ないと判断致します。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

次に番号2について補足説明をお願ひ致します。

(8番 委員挙手)

8番 岡村高史委員

議案第1号の2についてご説明致します。4月15日、代理人の〇〇さんと農林しいたけ課の園田さんと私とで現地を確認致しました。今回の申請は、賃貸人の〇〇氏から、賃借人の〇〇氏への使用貸借による権利の設定をするものです。申請地は令和2年度第8回総会で〇〇氏から〇〇氏へ、農地法第5条第1項の申請があり、許可した土地の横の農地です。賃借人の〇〇氏が住宅を建設するにあたり、住宅用の給水管を整備する必要があるため、申請地の地下1メートルに給水管を配管するものです。この農地に対して影響はなく、今回の申請地は何ら問題ないと判断致します。ご審議の程を、よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑は有りませんか。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第1号の番号1について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願ひ致します。全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願ひ致します。全員賛成でございます。

番号2は原案のとおり許可することに決定致しました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の4ページをお開き下さい。

議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑、1筆、190平米について、同地区の〇〇さんを借主として、使用貸借による権利を設定し、車庫用地に転用するものであります。位置図、付近見取図、現況写真、土地利用計画図等を

5 ページから 13 ページに添付しておりますので、ご参照ください。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(28番 推進委員挙手)

28番 官原安典推進委員

上対馬の宮原です。番号1について補足説明を致します。

先月は4月の22日に、私と上対馬振興部は糸瀬さん、小茂田さん、借受人の〇〇さんの父であり同居人〇〇さんの息子で〇〇家の世帯主である〇〇さんの立ち合いで現地の確認を行いました。

所有者の〇〇さんは、借受人の〇〇さんの祖父であり、〇〇さん家族は夫婦3世帯で子供たちを合わせて10人家族で同居しており、世帯全体では5台の自家用車を保有してあります。

現在は資料8ページの土地利用計画図の通り自宅敷地〇〇番地内に2台と近隣にある祖父〇〇所有地〇〇番地〇〇内に3台の駐車用地を確保しておりますが、〇〇番地〇〇の土地は地目上は公衆道路であり国道382号線から自宅敷地に至る道路は通路として家族だけでなく訪問客も利用する為、車両を常時駐車することで訪問通行車両等に支障が生じる等の問題が発生しているとのことでした。

ちなみに現地確認までは私たちは歩いて〇〇分の〇〇の駐車場に車を駐車し、徒歩で現地確認に伺いました。

今回、〇〇番地〇〇の土地に代わり、新たな借用地を確保する必要性が出てきました。

この土地を検討した結果、〇〇番地〇〇に隣接する、祖父、〇〇さん所有地、〇〇番地〇〇の土地が自宅からも近く、利便性も良いとのことで、借用地として使用する為、農地転用許可を取得する必要がある為、農地法第5条第1項の規定により許可申請に至りました。

〇〇さんに至っては、出来れば農地以外の土地を選定すべきであることも十分理解してありましたが、この〇〇番地〇〇以外では諸条件に合う土地が無く、やむを得ず本件申請地を選択されたものです。

以上の経緯をご理解いただき、今回の農地法第5条の許可申請に対してご審議の程よろしくお願い致します。

余分な話ですが、〇〇さんの世帯は、今回の申請地の周りには資料6ページの、隣に居住してある〇〇さんが一人住まいでもあり、〇〇の地元農家の菜園コーナーが手っ取り早いと言う事もあり、畑の耕作は難しいとのことで、少なくとも、〇〇さん夫婦が元気なうちは公衆道路の申請土地の反対側、〇〇さんの自宅の入り口を家庭用の季節の野菜畑として耕作したいと言う事でした。

以上、説明長くなりました。よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。
これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
ありませんか。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第2号の番号1について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、県知事に進達することに決定致しました。

次に、議案第3号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の14ページをお開き下さい。

議案第1号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定等について」を説明致します。

「策定理由」と致しまして、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省令第23号）第15条により、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況について、インターネット等により公表しなければならないことと、なっております。

よって、別紙のとおり、「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動計画（案）」及び「令和3年度農業委員会年間活動計画（案）」を提案するものであります。

15ページをお開き下さい。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況の、1は農家・農地等の概要を、2は農業委員会の現在の体制を表示しております。

16ページをお開き下さい。

ローマ数字のⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化で、1、現状及び課題の、これまでの集積面積は333ヘクタールとなっております。

課題と致しましては、農業者の高齢化、後継者及び担い手不足等により集積がなかなか進んでいない状況です。

また、農地の点在や、未相続農地も多いことから効率の良い利用集積を行う事が困難な状況であります。

2、令和3年度の目標及び活動計画の、目標集積面積は28ヘクタール、活動計画は、事業推進員による農家の個別巡回、地元説明会等での事業の周知を図るものでございます。

なお、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方にも事業推進員と同様、農

家の個別巡回等を実施されて、事業の周知と集積・集約化を図っていただきたいと思ひます。

ローマ数字のⅢ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1、現状及び課題、2、令和3年度の目標及び活動計画は表示のとおりでございます。

17ページをお開き下さい。

ローマ数字のⅣ、遊休農地に関する措置でございますが、1現状及び課題の、遊休農地面積は134ヘクタール。課題と致しましては、高齢化、後継者不足、人口の流出による遊休農地化の進行、更にはイノシシ、シカ等による鳥獣被害が激しく、耕作意欲の低下から遊休農地化が進んでいる状況でございます。

2、令和3年度の目標及び活動計画の、遊休農地の解消面積は10ヘクタールとし、活動計画は表示のとおりでございます。

ローマ数字のⅤ、違反転用への適正な対応についての、1、現状及び課題でございますが、近年においては、違反転用事例はほとんどありませんが、住民に対する更なる周知と、農地パトロールの強化等による、違反転用の防止に努めてまいりたいと思ひます。

2、令和3年度の活動計画でございますが、7月から9月に農地パトロール、農地利用状況調査を実施致します。

農地パトロール等によって発覚した違反転用については地権者に事業の中止を求め、適正な手続きをとるよう指導し、違反転用の発生防止に努めます。

また、広報誌等で住民に対して違反転用が犯罪であることを周知致します。昨年度に引き続き、農地利用最適化アンケートの実施及び回収を行います。

18ページをお開き下さい。

ここには年間活動計画と致しまして、ローマ数字Ⅰの重点活動方針とローマ数字Ⅱの月別活動計画を提案しております。

重点活動方針と致しまして、

1. 農地中間管理事業を活用した農地利用最適化の促進を図ります。

2. 違反転用の防止、遊休農地の解消を図ります。

次に月別活動計画ですが、委員会運営につきましては、定例総会を毎月開催することになっておりますが、これは平成23年7月の第3回総会で決定済みとなっております、標準処理期間が28日と設定されました関係から、毎月開催の可能性がございますので、このように、計画として上げておりますが、案件がなければ開催致しませんので、ご了承ください。

総会開催日は、毎月25日を基本と考えておりますが、25日が休日または月曜日の場合は、次の火曜日に実施することもございます。状況に応じて調整し、皆様に開催日の通知をさせていただきます。

次に、委員の活動・行動予定でございますが、本年度は農地利用状況調査を、7月から9月としております。基本は7月、8月ですが、例年10月上旬まで調査に要している地区もございましたので9月まで伸ばしておりますが、12月から予定している利用意向調査に遅れが生じますので、極力9月上旬までに取りまとめが終了するようお願い致します。

最後に農地集積活動ですが、5月から来年3月までの、ほぼ1年を通しての活動となりますが、16ページの集積・集約化活動計画でもお願い致しました通り、

農家の個別巡回等を実施していただき、農地の集積・集約化を図っていただきたいと思っておりますので、一年間よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これから質疑に入ります。

(6番委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

農地の利用最適化アンケートの回収率をよかったら教えて下さい。

(局長補佐挙手)

局長補佐

回収率はですね、約65%ですね。になっております。
それと、ついでに言っているいいですかね。

議 長

どうぞ。

局長補佐

17ページですね。違反転用への適正な対応の中で2番の、令和2年度の活動計画ってなっていますが、令和3年度の活動計画に修正をお願いします。

また、その中で、一番下に、農地利用最適化アンケートの実施回収って書いてありますが、これは前年度で終わっておりますので削除をお願い致します。

申し訳ありません。

6番 波田裕一郎委員

ありがとうございました。

議 長

他にございませんか。

無いようですので、質疑なしと認めこれで質疑を終わります。
採決します。

議案第3号につきまして、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本件は、原案のとおり承認することに決定致しました。

次に、議事日程 第5、「その他」の事項ですが、何か御座いませんか。
ご意見、質問が無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は、提案されました議案を、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

依然として新型コロナは、全国的に猛威を振るっておりますが、対馬市におきましても、4月の総会直前に感染が拡大したため、急遽、総会を延期させていただきました。

今後も、いつ感染が拡大するか、予測が不可能ですので、急な延期をさせて頂くことが有るかも知れませんが、ご理解とご協力をお願い致します。

今後も、三密を避け、手洗いとマスクの着用を続けていただき、引き続き感染の防止に心がけてください。加えまして、お体に充分留意されて、お過ごし願います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第1回 総会を閉会と致します。どうもお疲れ様でした。